

竹原市決算特別委員会

令和6年9月24日開議

審査項目

- ☐ 総括審査
- ☐ 採決

(令和6年9月24日)

出席委員

氏 名	出 欠
平 井 明 道	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
下 垣 内 和 春	出 席
今 田 佳 男	出 席
山 元 経 穂	出 席
高 重 洋 介	出 席
堀 越 賢 二	出 席
川 本 円	出 席
道 法 知 江	出 席
吉 田 基	出 席
宇 野 武 則	出 席
松 本 進	出 席

委員外議員出席者

氏 名
大 川 弘 雄

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議 会 事 務 局 係 長 木 原 昌 伸

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	今 榮 敏 彦
副 市 長	新 谷 昭 夫
教 育 長	高 田 英 弘
総 務 部 長	向 井 直 毅
企 画 部 長	國 川 昭 治
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀
建 設 部 長	岡 崎 太 一
教 育 次 長	沖 本 太
教 育 委 員 会 参 事	大 橋 美代子
会 計 課 長	宮 地 康 子

午前9時58分 開会

委員長（今田佳男君） ただいまの出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第5回決算特別委員会を開催いたします。

それでは、全体質疑に入ります。質疑項目ごとに3回、発言時間は答弁を含めて1時間を限度としております。

あらかじめ発言通告書が提出されておりますので、委員席順に委員長において指名をいたします。

各委員並びに執行部におかれましては、簡潔明瞭に質疑、答弁を展開されますようよろしくお願いいたします。

それでは最初に、下垣内委員を指名いたします。

下垣内委員。

委員（下垣内和春君） それでは、質疑項目1の緊急浚渫推進事業の継続についてから総括質疑をさせていただきます。

個別審査では、263ページ、緊急浚渫推進事業の令和5年度の実績等を伺いました。

この事業は、令和2年から令和6年までの5年間の事業であります。本市としては、令和3年度から本格的に取り組まれ、令和3年度の事業費は3,679万9,000円であります。令和4年度の事業費は1億2,956万円でございます。令和5年度は2億3,095万6,000円であります。令和6年度は、予算ですが、2億円を計上されて、約5億7,000万円の事業費で対応されています。

個別審査等の答弁では、継続性が必要な事業であり、市長会等を通じて国や県へ強く要望していると答弁がありました。

浚渫事業は、市民の安全・安心のため、そして備えの強化であります。そのためには、ほとんどの河川の浚渫を実施していただいたとも考えておりますが、この二、三年は本市においては大きな災害や大雨は降っていませんが、河川は生き物でございますので、今まで浚渫していただいたところも土砂等がかなりたまったところも多くあると考えます。令和7年度以降も緊急浚渫事業はなくなっても継続して竹原市の強靱化対策のために一般財源で対応していただけるかどうか、お伺いいたします。

委員長（今田佳男君） 建設部長。

建設部長（岡崎太一君） 浚渫事業の一般財源での対応についての御質問でございます。

委員御質問にありましたとおり、緊急浚渫推進事業につきましては、平成30年7月豪

雨や令和３年７月豪雨等により緊急的に対応が必要な河川等において、通常であれば一般財源で対応しなければならない土砂の撤去や樹木の伐採を特例的に地方債で対応できる制度でございます。

令和２年度から令和５年度までの４年間の実績につきましては、１６河川の浚渫工事を行い、計画の約６割を実施したところです。最終年度となる令和６年度につきましては、前年度からの継続箇所を含め１２河川の浚渫工事を予定しており、これにより計画している２５河川全ての浚渫工事が完了することになります。

制度終了後は、一般財源による維持管理の中で予算状況、事業規模を勘案しながら優先度を定め、効率的な維持管理を行ってまいります。

また、制度終了後は予算規模を縮小することから、豪雨等非常対策には、災害復旧事業などの国の有利な財源の活用や、河川改修と併せた土砂撤去など、住民の皆様の御要望にお応えできるよう効率的な事業執行にも努めてまいります。

以上です。

委員長（今田佳男君） 下垣内委員。

委員（下垣内和春君） ありがとうございます。

今度は河川の維持管理等で一般財源として対応していくということでございますが、浚渫事業は、他の緊急事業とは違い、日頃から計画的に継続して実施する事業と私は考えております。土砂災害や大雨災害に備えるものでございます。そのような災害等が発生しても、どうしてもここの浚渫をしとけば必ず減災につながると考えます。理事者側におかれましては、国、県等への緊急浚渫推進事業の継続、延期の要望や令和７年度の浚渫事業の予算化については竹原市全体の安全につながると考えますので、もう一度市のお考えをお伺いさせていただきます。

委員長（今田佳男君） 建設部長。

建設部長（岡崎太一君） 緊急浚渫推進事業の継続、延期についての要望や令和７年度以降の浚渫等の予算化についての御質問でございます。

緊急浚渫推進事業につきましては、地方自治体が行う緊急的な河川の浚渫経費について特例措置が講じられており、災害復旧と災害の未然防止対策において非常に有利な財源として活用しており、令和６年度までの時限措置となっていることから、制度等の延長について国に要望を行っているところです。

令和７年度以降の特例措置が終了した場合においても、先ほど委員からの御質問にあり

ましたとおり、日頃から計画的に実施する事業として考えておりますので、維持管理予算の中で予算状況、事業規模を勘案しながら浚渫等を含め必要な河川管理を行ってまいります。

以上です。

委員長（今田佳男君） 下垣内委員。

委員（下垣内和春君） 今の部長の答弁のとおり、今後も市民の安全・安心のためにしっかりと対応していただきたいと思います。

次、質疑項目２、鳥獣被害対策における農業振興、農地保全について質疑をさせていただきます。

個別審査では、２３７ページ、鳥獣被害対策からの農業振興等についてお伺いをいたしました。

現在の農業者の中には、高齢化に伴い農業を断念され、農地の管理もできなくなり、その農地が耕作放棄地となり、そのことが鳥獣被害の要因でもあります。

現在の本市の鳥獣被害対策は、箱わなの貸出しや電気柵等での３万円以上で１万５，０００円の補助金や有害鳥獣捕獲報償等であります。

農業者としては、肥料、農薬、資材等が高騰している中、鳥獣被害対策にもかなり費用がかかり、農家の農業生産に対する費用負担は増大している現状がございます。

市の対策としての有害鳥獣防除施設設置補助金等の見直しや、今後、農業振興地域や農業が盛んな地域においては地域ぐるみでの取組が必要と考えます。市の対応についてお伺いをさせていただきます。

委員長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 本市の鳥獣被害対策につきましては、個人向けの支援といたしまして、電気柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵を対象とした補助金の交付のほか、実施隊による箱わな等の設置や捕獲などを行っているところでございます。これらについては、一定の効果はあるものと認識しておりますが、一方で農業者の高齢化などによりまして、電気柵等の管理や費用面など農業者においては負担がかかっている部分があると考えております。

鳥獣被害の原因につきましては、管理されていない農地や林地等が増え、人里近くに害獣の隠れ場所があることや、栽培作物の放置や放任果樹等が増えまして、害獣が食べ物を容易に手に入れる環境がつけられていることにあります。そのため、鳥獣被害対策といた

しましては、集落全体での栽培作物の放置や放任果樹等を減らす取組や耕作農地を柵等で囲むことが大切であると考えております。

このため、本市におきましては、農業振興地域等においては、国の補助金を活用いたしまして、地域の農業者等と連携して広範囲にわたるワイヤーメッシュ柵の設置を行っております。これまで小梨町、田万里町、高崎町、東野町、竹原町吉崎地区で設置しているところがございます。これらの地域におきましては、鳥獣被害額が減少しており、その効果が確実に現れていることから、今後においても地域の農業者等と連携をし、地域ぐるみの対応を促進してまいりたいと考えております。

また、害獣の食べ物となる栽培作物の放置や放任果樹等を減らす取組については、市民皆さんの一人一人の協力が必要不可欠であるため、農業委員会と連携し、耕作放棄地の解消に努めるとともに、広報及びSNS、農業者が集う各種会議等において栽培作物の放置や放任果樹、放任竹林、耕作放棄地の解消について啓発を行ってまいります。

今後におきましても、国や広島県、農業委員会等との連携を密にし、鳥獣被害防止対策としてより効果が見込まれる方法等について情報収集に努めるとともに、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 下垣内委員。

委員（下垣内和春君） 最後に、地域ぐるみで鳥獣害対策をしていくということで、そっちの方向で確認をしていただきたいと思います。

現在の農業振興等の国の政策は、国でされていない農産物やその地域に適した農産物の生産に対する補助金を中心と考えます。現在のように、高齢化が進み、農業ができなくなり、農地換地については集積事業として取り組まれておられますが、市の状況について伺いをさせていただきます。

委員長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 本市の農業につきましては、農業従事者の高齢化が急速に進展しておりまして、全国的にも農業の経営世帯数が減少しているところがございます。本市も同様であり、経営体、耕作面積の減少、条件不利地を中心とした荒廃農地等の増加によります土地活用の非効率化や有害鳥獣の増加が問題になっているところがございます。

本市につきましては、まずは次世代を担う農業者の育成確保に取り組み、総合的に対策を講じているところがございますが、併せて農業の生産性を高め、競争力を強化していく

ために、担い手への農地の集積加速化も推進しているところでございます。

現在の状況でございますけれども、すみません、令和４年度末の数字ではございますけれども、現在の耕作面積が５１９ヘクタールということになっておりまして、集積面積については８２．６ヘクタールということで、集積率は１５．９％という状況になっております。こちらにつきましては、県の平均が２０％を超えておりまして、本市についても集積を図りながら農業の振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

今後におきましても、農業委員会と連携をいたしまして、農業振興、また担い手の育成を進める上でも農地集積について取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 下垣内委員。

委員（下垣内和春君） 今の答弁の中で集積が１５％強ということなのですが、県内では２０％以上いっているところがありますので、引き続き集積事業に積極的に対応していただきたいと思います。

鳥獣害の最後の質疑にさせていただきますが、今後の鳥獣被害対策は、農業者の農産物の被害の問題ではなく、その地域に住まわれている方々の身体を守ることにも大変重要なあれがあると思います。特に、獣害としてのイノシシや鹿、マムシやいろんな、今後はこの後のことも考えていかなければならないと考えますが、その点について市全体としてどのように考えておられるか、最後にお伺いします。

委員長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 確かに、現在、鳥獣被害ということではございませんけれども、鳥獣のほうがりん近くに隠れ場所があることや、また住宅街の中にもそういった耕作作物の放置等がございまして、鳥獣についても住宅地のほうで目撃をされるような状況になっているところでございます。

本市におきましても、現在ではあくまでも農業という観点でいいましては農業被害防止対策ということではございますけれども、山間部に限らず、現在は市街地においても被害が出ているという状況でございまして、現在の取組といたしましては、捕獲用の箱わなの貸出しという取組に加えまして、地域全体で鳥獣の隠れ場所をなくすために行う森林整備ということで、県のひろしまの森づくり事業を活用してバッファゾーンの整備等もさせていただいているところでございます。

あわせて、まずは捕獲をしていくということで、現在、広島県のほうが進めております

広域捕獲ということで、各市町が参加した広域で捕獲を進めていこうという取組も進められているところがございますので、本市におきましても、こういう市街地において目撃されているという部分もございますので、従来どおりの箱わなの貸出し等も踏まえまして、さらには広域捕獲、またバッファゾーンの整備等、様々な手法によりまして、鳥獣が市街地に侵出してくることを防止してまいりたいと考えております。

以上であります。

委員長（今田佳男君） 下垣内委員。

委員（下垣内和春君） 今度は市全体でそういうことを考えながら今後は対策をしていただきたいと思います。

次に、質疑項目3、市税等の自主財源の確保について、最後の質疑でございますが、よろしくお願ひしたいと思います。

個別審査では、53ページで市税等の徴収状況についてお伺いをしました。

市税は、本市にとって最も大きな財源であります。令和5年度の決算額では51億4,302万4,000円で、昨年に比べ1億9,112万6,000円ほど増加しております。私が決算書等を見せていただいた中で、特に滞納繰越分の徴収につきましては、収納率で昨年に比べれば15%ほど上がっています。そして、不納欠損額、収入未済額ともに減少はしております。

市税全体の収納率は、令和4年度に比べて0.3%上昇し、収納率は98.8%であります。この取組については、過去から私は何度か質問をさせていただいておりますけど、令和5年度の取組については私は一定の評価をしていきたいと考えております。

また、基金残高においても、令和4年度に比べて5億3,274万8,000円増加し、令和5年度の残高は40億8,395万5,000円であります。

しかしながら、令和6年度では市税徴収額は約3億円の減少が見込まれております。今後の市税等を含む自主財源確保は、持続的な竹原市の活性化に必要と考えます。各自主財源確保のためにどのように取組をされるのか、お伺いをさせていただきます。

委員長（今田佳男君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） 自主財源についての御質疑でございます。

まず、本市の財政状況につきましては、令和2年度から令和5年度の決算におきまして4年連続で黒字決算となったことなどによりまして、令和5年度末の基金残高、こちらは奨学金基金でありますとか国民健康保険特別会計、介護保険特別会計の基金を除いた中で

の総額ではございますが、約40億円を超え、うち財政調整基金につきましては23億5,000万円となっているところでございます。

しかしながら、少子高齢化また人口減少などが進む、また市税につきましても固定資産税が多くウェートを占めております償却資産、こういったものが減少見込みでございまして、そういったことで市税等の自主財源が減少することが見込まれております。

また、社会福祉関連経費の増加でありますとか老朽化した公共施設への改修、災害による浸水対策防止事業など、引き続き多額の経費が必要となることを見込んでおります。

こうしたことに加えまして、また燃料や建築資材、人件費におきましては毎年度上昇傾向にありまして、今後も社会経済情勢が見通しにくい状況にあると考えております。

こうした状況の中、市税を含む自主財源の確保というのが非常に重要であると我々も考えているところでございまして、現在の取組といたしましては、債権確保対策委員会におきまして各年度ごとに現年度分と滞納繰越分のそれぞれの目標収納率を定めまして、その目標を達成するため、夜間徴収でありますとか休日徴収、こういったものの各種の取組を現在行っているところでございまして、令和5年度はおおむねそれぞれ目標収納率を達成をいたしたところでございます。その中で、特に現年度分における納税の取組は、滞納額が膨らむことを防ぐことにつながるため、より重点を置いて現在対応している状況でございます。

市税等の収納率の向上におきましては、税の公平性の確保の観点のもとより、自主財源の確保においても非常に重要な取組であるため、引き続きそういった取組を推進、強化、こういったことに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（今田佳男君） 下垣内委員。

委員（下垣内和春君） 今、部長から目標を持って積極的に対応していくということで、大変力強く思うわけですが、部長の答弁にもありましたが、税は公平負担の原則というのが当然ございますので、払う人、払わない人ということでなしに、市民全体の方が公平に負担をしていただくものと思います。

目標を持って積極的にやっていただいているということで、私も一定の評価はしていますが、言っても市税や使用料、または収入等の収入未済額、延滞額については、多分、5年度末で1億円以上まだありますので、その辺はもっと積極的にその回収に努めていただきたいと思いますが、それについてもう一度お伺いをさせていただきます。

委員長（今田佳男君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） 委員おっしゃいましたとおり、市税以外にも各種分担金、負担金、使用料、手数料、こういったものも貴重な自主財源であるというふうに考えております。こういった部分につきましては、それぞれ債権確保対策委員会の中で、また事務レベルで幹事会というのを設けておりまして、その中でそれぞれそういった滞納額の名寄帳というものも活用しながら、各そういった自主財源ごとに目標収納率というのを定めているところがございます。こういった名寄帳なども活用しながら、それぞれ単独でそういった徴収に取り組むのではなくて、それぞれ各部署、連携しながら滞納者に対する取組というのでも取り組む中で収納率の向上というものにも努めてまいりたいというふうに考えております。

委員長（今田佳男君） 下垣内委員。

委員（下垣内和春君） 各部署が連携して対応していただくようにしていただきたいと考えます。よろしくお願いします。

私の質疑の最後として、最後に市長にお伺いしますが、令和7年度以降の事業運営は、竹原市、大変厳しいものがございますけれども、さらなる市民の安全・安心のための防災や継続した減災対策、また多くの市民が集まり多世代が交流できるにぎわいの活力のある拠点としての公共施設ゾーンの再整備事業、また竹原市立学校適正配置計画に伴う令和9年度からの開校を目指す（仮称）賀茂川学園の設立などの取組については、かなりの財源が必要と考えます。持続可能でかつ安定的な財政運営について市長はどのように考えておられるか、最後にお伺いをさせていただきます。

委員長（今田佳男君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 行政、政策を進める上での財政計画に関わる御質問というふうにご受け止めて、下垣内委員から3点ほど今日御指摘、御質問いただきました件については、いずれも自主財源から捻出する財源、財政計画はもとより、国、県、様々な制度、そして施策に基づく財源確保というものも当然求められるといたしますか、必要なことだというふうに認識しております。

いずれにしても、防災・減災に関わる国の取組というのは、今般、能登地震の後にあった大洪水によりまして大きな被害を被っておりますような事案が全国各地で起こっていることを踏まえれば、緊急の浚渫債等の5か年で決して終われるような事業ではないというふうに認識してございます。

部長も御答弁申し上げましたとおり、これは国に対してもしっかき今後の財政措置、制度設計等についても今も求めているところございますし、緊防債に関しても引き続きの制度設計について国に対して求めているところです。安全・安心な事業を推進する上で、自主財源に加え、そういう財源が最も必要な財源というふうに認識しております。

また、様々御指摘をいただきました事業につきましても、国が直接行うものもありますが、県直轄で実施するもの、また移譲を受けて実施するもの、様々ございまして、そこら辺の財源につきましても広島県からしっかりと対応していただくということを求めているものでございます。

いずれにいたしましても、国の制度そして県の制度、これらの財源措置または制度設計をしっかりと竹原市としても、また県内の自治体と共に求めていくことによって、これからの様々ある事業計画の推進に必要な財源確保をしっかりと取り組んでまいる所存でございます。

いずれにしても、自主財源確保というのは、先ほど部長が御答弁申し上げましたとおり、ベースとしては非常に貴重な重要な財源でございますので、その点についてもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

委員長（今田佳男君） いいですか。

委員（下垣内和春君） いいです。

委員長（今田佳男君） では続いて、山元委員を指名いたします。

委員（山元経穂君） それでは、通告に基づき、3題伺ってまいりたいと思います。

まずは、総務部、総務費の人事管理に要する経費に関連して、本市の職員体制について質疑いたします。

行財政改革といえば、過去から現在に至るまで、本市も数年前まで実施していた財政健全化計画や、全国的には特に議員定数、公務員数の削減が主でありました。しかし、近年、議員の成り手不足や公務員の担い手不足がこれまでの流れに反する事象として全国的に顕在化しています。今年、同じ広島県内に属する自治体の一つでは、多数の退職者を出して話題となり、地方自治の危機が公になったことは決して他人事ではないと実感しています。

そこで、本年度の決算資料から本市の人員数を確認すると、正規職員は、令和4年度225名、令和5年度228名の3名増、会計年度任用職員は、令和4年度278名、令和5年度337名の延べ数で59名の増加となっています。

会計年度任用職員の必要性は十分に認識していますが、あくまでも事務補助の立場であります。そうであるならば、近年頻発する災害対応、長期休暇する職員の代用、先述した公務員の担い手不足等を鑑み、正規職員をやや余裕が持てるぐらいに増やしていくべきだと思いますが、本市の御所見をお伺いいたします。

委員長（今田佳男君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） 職員体制の御質疑でございます。

これまで本市におきましては、本市の財政状況でありますとか類似団体との職員数を比較する中で、それぞれ正規職員の定員管理を行ってまいっております。

そういった中で、産休、育休の代替でございますとか早期退職に伴う一時的な人員不足に緊急に対応しなければいけない場合、また資格などが必要となる専門的業務及びこども園等に関わる短時間勤務の保育士、保育教諭などにおいて、そういったものを中心に会計年度任用職員の任用により対応をいたしてきたところでございます。

委員おっしゃいますとおり、今後はそういった固有の正規職員が担うべき業務というものも勘案する必要があります。こういった中で、今後におきましては、人件費の増加の影響を考慮しながら、正規職員及び会計年度任用職員が担っていく業務を十分精査する中で、必要に応じ正規職員の増員についても今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） では次に、時間外勤務手当、いわゆる残業代について触れていきたいと思います。

当然、残業代は、職員が規定の労働時間を超えて労働した分の対価として適正に受け取るもの、つまり労働者の権利であるということは認識しています。

ここでお尋ねしたいことは、客観的に見て労働量と労働時間が均衡を維持しているか、要するに意図的な残業はないかという点です。

個別審査でお伺いしたところ、職員へ効率的な業務を行う意識づけに努めるとの御答弁でしたが、どのような取組によってそれを実現していくおつもりか、お伺いいたします。

委員長（今田佳男君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） 時間外勤務手当の御質疑でございます。

時間外勤務におきましては、比較的そういった勤務の多い職場におきましては、その職

場全体の業務量が、職場ごとに繁忙期また平常時、それぞれ違う中で、どうしても一時的に時間外が増加する時期というものはあろうかと思います。そういった時間外勤務の必要性があるものについては、しっかり時間外手当を与えて勤務をさせるということが必要であるというふうには認識はいたしておりますが、一方では職員個人の資質でありますとか能力に違いなどがあることから、それぞれ職員1人が与えられた職務を効率的に遂行するための意識改革というものが必要であると考えております。そういった中で、それぞれ日々の勤務状況を十分管理職が管理する中で、その日その日の時間外の必要性というものの有無も十分考慮しながら、必要な場合は当然時間外を行う命令をする必要もありますし、効率的に、翌日でもいいようなもの、また先延ばしできるようなものはそこは定時で帰っていただくというような取組をしっかりと徹底することで時間外勤務の縮減というものには努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） この件について3回目は最後の総括でまた触れたいと思いますので、ここで一応保留しておいて、次の2題目に移りたいと思います。

次は、市民福祉部の案件についてお伺いしたいと思います。

個別審査において戦没者追悼祈念平和式典の今後の在り方をお伺いしたところ、今後も継続していくこと、新庁舎での挙行を考えていること、特に次年度は戦後80年を意識したものにするなど、形式的なことについては御答弁の中で理解いたしました。ただ、そこからは平和式典の在り方における本質的な意義を感じることができませんでした。

確かに、次年度、令和7年度は戦後80年という節目の年であり、広島への原爆投下からも同じ月日を迎える年となります。80年という長い年月の経過は、じかに戦争を体験した方や遺族の方が残念ながらより一層減少していく時代になるということです。あの惨禍を伝える語り部がいなくなるという事実が現実として迫っています。

本市においても、大久野島の過去は語り継がなければならないと考えます。平和式典の挙行には、慰霊と語り継ぎという2つの意義があると認識しています。2つの意義を本市の重要なものとして捉えるならば、今後の平和式典の在り方、平和学習について改めてお伺いいたします。

委員長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 戦没者・戦災死没者追悼式典及び平和祈念式典についての御質問でございます。

竹原市戦没者・戦災死没者追悼式及び平和祈念式典は、本市の戦没者並びに戦災死没者の御冥福を祈り、今日の平和を享受できる幸せと恒久平和を祈念するために平成22年度に第1回目を開催し、今年度で14回目を迎えました。

委員おっしゃられますように、来年度には戦後80周年の節目の年を迎えますが、御遺族の高齢化が進み、戦争を経験していない世代が多くを占めるようになっていきます。今日、当たり前のように過ごしている平和は、過去の戦争の重く貴い犠牲の上に築かれていることを忘れず、戦争の悲惨さと平和の尊さについて未来を担う次の世代に正しく伝えていくことが今を生きる我々の責務であると考えます。

戦没者・戦災死没者追悼式及び平和祈念式典は、若い世代に語り継いでいく大変重要な機会であり、今後も継承していく、引き続き努力し続けていく、大久野島を含め正しく戦争を伝えていく必要があると考えております。

委員長（今田佳男君） 教育委員会参事。

教育委員会参事（大橋美代子君） 学校教育の中での平和教育という視点ですが、平和教育は、日本国憲法の理念に基づく教育基本法及び学校教育法に示されております教育の根本精神を基調としまして、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を目指して行われるものでございます。広島県が人類最初の被爆県であることから、学校におきましては、社会見学で平和記念公園に訪れ、平和への願いを込めて折った折り鶴をささげたり、国語科や社会科等の教科書に掲載された戦争や被爆の実相に関する資料、そして文学作品などの学習を基に、平和について自分の考えや理解を深めていたりしているところでございます。

とりわけ本市におきましては、かつて毒ガス兵器の工場があり、先ほど委員もおっしゃられましたように、地図から消された島である大久野島を有しております。例えば、忠海学園では、総合的な学習の時間において大久野島の歴史を調べる学習を行い、毒ガス資料館や毒ガスに関する資料に触れたり、地域の方から直接話を聞き取ったりすることを通して、命の大切さや平和の尊さを実感として学ばせているところでございます。

また、中学生を対象としましたハワイ州への海外派遣研修では、パールハーバー戦艦ミズーリ記念館などの施設を見学し、戦争の悲惨さや世界平和について国際理解の視点から深く考えることができるようプログラムに取り組んでいるところであります。

このように、各教科はもとより、地域の教材や体験的な学習などを活用し、平和の大切さについて学ぶことの重要性を認識し取り組んでいるところであり、今後も引き続き学習

指導要領にのっとり、地域や児童生徒の実情に応じて児童生徒が主体的に学ぶことができる平和教育を進めてまいりたいと考えております。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 御答弁で、本市が考えている、先ほど私が申し上げた2つの意義についてよく考えてくださっていることが、御理解を賜っていることがよく分かりました。

それで、昨日は野党第1党の党首選がありました。また、今週27日は与党第1党の総裁選が行われる中で、近年緊迫化している極東アジアや国際情勢を反映して、憲法集団的自衛権について論戦が見られます。無論、有事に備えて軍事、防衛の整備が必要ですが、同時に干戈を交える悲劇について考える力を持ち合わせることも極めて重要だと考えます。

平和式典、学習を通して、市民の皆様へ2つの意義に御理解を賜り、平和について考える機会の一つとなるよう、本市には継続して努めていただくことを要望しておきます。答弁はよろしいです。

それでは続けて、次に企画部の案件、3題目に移りたいと思います。

委員長（今田佳男君） どうぞ。

委員（山元経穂君） 次に、商工費の商工業振興対策に要する経費から未来技術人材育成事業補助金、予算額2,200万円、決算額1,199万850円についてお伺いいたします。

この補助金は、竹原発スタートアップ支援事業という事業名称のとおり、産業を支える人材を確保、育成、定着させることにより、本市の産業を活性化させることが目的だと考えますが、令和5年度の実績をお答えください。

委員長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、未来技術人材育成事業について概要を説明させていただきたいと思いますけども、この事業につきましては、産業を支える人材を確保、育成、定着させることによりまして、本市の産業を活性化し、にぎわいを創出するため、地域課題の解決に関わる実証事業やスタートアップが開発した技術の実用化に向けた実証事業などの支援を行っているところでございます。こうした実証事業の支援を通して、スタートアップの誘致をしたり、若者に人気の高い魅力的な雇用の場の創出を図るとともに、スタートアップと市内事業者の協業による実証事業や交流、連携によりまして、市内事業者の新たな事業創出や事業拡大等につなげることを目的としているところでございます。

令和5年度につきましては、6者のスタートアップが本市をフィールドとして活動したところでございます。その内容といたしましては、竹原を舞台にしたミステリーツアーの企画運営やAIを活用した観光案内、子育て世帯の長期滞在を促進する保育所留学といった観光関係の実証を行ったスタートアップが3件、そのほか鳥獣被害対策で捕獲された鹿の肉を動物園の肉食動物にプレゼントする仕組みづくりや浄化槽の遠隔監視システムの開発、熱エネルギー貯蔵技術の開発などの環境関係の実証に取り組んだスタートアップが3者、合わせて6者のスタートアップが地域の課題の解決や新たな事業の創出に向けた実証事業を行ったところでございます。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 実績としては6者ということですが、令和5年度の決算ということで、令和6年度の予算でのその後の展開については伺っているのですが、令和5年度の予算概要には、先ほど部長の答弁にもあったように、地域課題の解決に関わる実証事業や起業に向けた支援を行う事業者に対し補助金を交付とあります。先ほどお尋ねした実績の企業は、地域の課題の解決にどのような効果を示せたのか、またそのためには本市にある企業や団体との連携が不可欠であると考えますが、そのような具体的な連携があったのか、そして集積しつつあるスタートアップ企業の今後の展望とより力を入れたい分野について伺いたいします。

委員長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 未来技術人材育成事業についての取組の成果と今後の展望ということでございますけども、まず令和6年度に本市をフィールドとして実施した6者のスタートアップでございますけども、まず今年度も引き続きこの6者が本市で活動しておりまして、そのうち1者が竹原に拠点を設立、また2者が事務所の移転を検討するなど、企業誘致のみならず人材の誘致に向けて着実に取組を進めているところでございます。

この間、未来技術人材育成事業に関わり、スタートアップの活動を支援するスタッフとして4名が雇用され、うち3名が首都圏等から移住されるとともに、環境関係の2者につきましては、ファンド等からの資金調達をされまして、実用化に向けて取り組んでいるところございまして、市内事業者と連携を図りまして、その事業者にとっては事業創出や事業拡大など、またそのほか雇用の場の確保や移住等の促進がされているものと考えているところでございます。

また、本市で活動しているスタートアップが市内中学校でスタートアップの講座を開催しており、市内の中学生が新しい技術やアイデアに触れる機会の場も提供し、チャレンジすることの大切さなどを伝えるなど様々な場面で活躍していただいているところでございます。

本年度につきましても、工場等における未利用熱を活用した給電や、ヒートポンプを応用した新たな蓄熱、蓄電技術を用いた熱供給や蓄熱の実証など、4者のスタートアップが本市をフィールドとして市内事業者と連携等をしながら実証をスタートしたところでございます。

そのほか、この事業を契機といたしまして、広島大学発のスタートアップの実証事業や、能登半島地震等の被災者支援で活躍され、小規模分散型水循環システムを開発された株式会社WOT Aが本市で実証活動を行う予定とされるなどの効果も生まれてきているところでございます。

今後におきましても、竹原DX事業を継続し、これまで環境経営の事業者が様々な実証を行っておりますけれども、関連も多いということでございますので、環境系事業を特に実証活動を行っていただく形で進めながら、スタートアップと市内事業者等との協業による実証活動や多種多様な交流連携によりまして、市内事業者の新たな事業創出や事業拡大、人材の誘致、育成につなげるとともに、中学生など未来の人材の育成も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 山元委員。

委員（山元経穂君） この3点目も、これから入るまとめで最後お聞きしたいと思いますので、保留してまとめに入りたいと思います。

委員長（今田佳男君） 3つの分をまとめて。

委員（山元経穂君） はい、ここから。最後にまとめて。

委員長（今田佳男君） お願いします。

委員（山元経穂君） ここまで3題質疑してまいりました。3題とも何の関連もないように思えるかもしれませんが、全て時代の転換期という言葉でつながっています。

1 題目の職員体制については、前述したように、行財政改革といえば議員定数、公務員の削減であったものが変化してきていることを感じます。もちろん、現在までの行財政改革は、自治体ごとに状況が異なり、必要性はあったと考えますが、その一方、俯瞰すれば

ややポピュリズム的な側面があったのではないかと思います。

そして、ここで先ほどの本市からいただいた答弁ですが、職員体制についてこれから正規を増やしていきたいということはよく分かりました。そしてまた、残業時間のほうなのですが、職員個人の資質に違いがあるということも言われましたし、日々の仕事状況を管理職がチェックしていく。そしてまた、予定と言ったら語弊がありますが、また仕事量を超えるようであれば定時に帰っていただくということに努めていただくということで、これを徹底的に行っていただきたいと思います。なぜならば、それによって正規の職員を雇う財源の一つになるということにもつながっていくと思いますので、今後の労働力、労働時間を考慮して厳格化してやっていっていただきたいと思います。

また、2題目は、戦争を知らない世代だけになる時代が迫っているということです。これには、戦争の惨禍が軽視されていくのではないかという危機感を持っています。

3題目は、企業誘致の新しい形態が本市にも誕生していることです。無論、既存の企業誘致も考えなければなりませんが、デジタル社会が加速している分、将来を見越せば、DX産業の誘致による社会的問題の解決、税収増を目指すのは必然であります。また、先ほどお尋ねしたところ、6者が市内業者との連携をしたり、また広大さんも興味を示しているということで、産官学の連携も進んでいく。また、能登半島で活躍された株式会社WOTAってかなり有名な会社ですよ。こういうところが竹原に進出してけると。また、水資源の問題というのはこれからも大変貴重な問題なので、こういうものの集積が竹原発の竹原シリコンバレーにつながっていけば、先ほど申し上げたように、税収増、雇用の可能性も増えていくと思いますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

以上、時代の転換点を迎えているのではないかという視点でお尋ねしましたが、最後にこの質疑における市長の御認識、御所見をお伺いしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 委員おっしゃるように、時代は変遷をしていますし、住民やそれぞれの関係者、団体が求めるニーズも多様化している、その中で3つ項目を捉えた御発言があったというような認識ができます。

おっしゃるとおり、当然、時代時代に応じた課題でありますとかテーマというものは移り変わってまいりますし、1つ、職員の問題もお話がありましたとおり、それに関与していく、また取り組む職員の、人役の話が今日ありましたけれども、取り組むべき資質でありますとかいろいろ勉強しなきゃいけないそれぞれの課題、項目も変わってまいります。

時代に応じて、それぞれ市職員も、そうした変化や多様性に対応していく職員でなければならないというふうにも思っているところでございます。

また、先ほど平和に関わる御発言がありまして、実は、竹原市は広島広域都市圏に加わっておりまして、被爆県という御発言もありましたが、戦後80年を迎えるということで、その広域都市圏の会議の中でも、会長であります広島市長の松井さんのほうからは、ここは大きな節目として全体として何か取り組むべきというふうな御発言もあります。まだ具体的に何をどうしていくかということについてはこれからの協議といいますか、それぞれの市町の対応ということになるのですが、そういう機を捉えてこの問題についても対応すべき事項であるというふうに思います。

いずれにしても、今現在進めていかなければいけないそれぞれのテーマでありますとか事業を、背景を基に確実に実施していくための行政推進というものが求められておりますし、我々としては、それを担う立場としてしっかりとした推進を図ってまいりたいというふうに思っております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

それでは、ここで10分間休憩をします。11時に再開いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

委員長（今田佳男君） 再開いたします。

次に、道法委員を指名いたします。

道法委員。

委員（道法知江君） 委員長にも委員の皆様にもお願いしたいと思います。

通告の順位が一番最初に123ページの一般管理費になっておりますけども、一般管理費が一番最後にさせていただきたいと思います。全体に関わることになりますので、質疑は最後にさせていただきます。よろしいですか。

委員長（今田佳男君） はい、どうぞ。

委員（道法知江君） 169ページの障害者福祉についてをお伺いさせていただきたいと思います。

個別審査のときにも質疑をさせていただきました重度障害者に対する質疑でございます。

重度障害者には、医療的ケア児の方も含むということで、詳細審査のほうでは2名が1

名になっていらっしゃるという伺いました。医療的ケア児は、たんの吸引とか人工呼吸器など日常的に必要なために、今、災害などがいつ起きてくるか分からないという状況の中で、もし停電時のときにどのように対応するのかということが非常に懸念されているという問題も質疑でさせていただきました。発電機とか蓄電器となると、結構高額な費用のために、個人個人が負担をするというのは非常に厳しいという御意見もありましたし、これに対しては医療的ケア児だけではなく重度障害で電源が必要な方は大体どれぐらいいらっしゃるのかなということもお聞きさせていただければ、お分かりであればお答えしていただきたいと思いますし、医療的ケア児を含む重度障害の方々が非常時のいざというときに電源がないという状況になったときにどのように対応されているのかも含めて、まず1点お伺いさせていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 医療的ケア児を含めた本市の重度障害者の災害時の対応を含めた御質問だと思います。

本市におきましては、医療的ケア児といいますのは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア、先ほどおっしゃられました吸引ですとか人工呼吸器ですとかが必要な児童になりますが、本市におきましては現在1名おられます。人工呼吸器は使用しておられません。

大人の方で人工呼吸器を今現在装着をされている方というのは、市においては把握ができません。

医療的ケア児の方でございますが、災害時の対応を関係機関で協議、共有しておりますて、発電機のある地域交流センターのほうに避難する、現状そういった話になっております。今後におきましては、福祉避難所や医療機関への移送も含めた個別避難計画を策定する予定であります。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） いざとなったときに福祉避難所まで間に合わないですね。そういうことも含めた上で、命に直結することではないかという懸念がありますので、今後、今までの過去の決算を見ていてもそうなのですが、こういった非常用の電源装置についてはあまり経費が計上されていない状況でもありましたので、今回はしっかりとその辺を予算編成のときにも検討していただければいいのではないかなと感じました。

あと、全般にわたる障害者福祉ということではあるのですが、医療的ケア児の方

たちに対する、県のほうからも様々なケアというのですか、補助がついてきた、県がですね。それは、医療的ケア児であったとしても通院とか通学とか通園とかができるような体制を取っていかないといけないとか、様々そういった必要なサービスを総合的に受けていけるようにしていかないといけないというのが県のほうでも出ていると思いますので、それぞれの医療的ケア児だけではなくサービスを柔軟に使えるように今後とも検討していただきたいなというに思っております。

県のほうの医療的ケア児の支援センターというのが令和5年から始まっておりますけれども、そういったところへの御相談、医療的ケア児に関する御相談等をしっかり行っているかどうか、お伺いさせていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 個別の相談内容については把握しておりませんが、医療的ケア児の相談機関については県のほうからも十分周知していただきましたし、関係者はみんな把握しております。

そういった専門的なセンターというのは様々に県のほうが設置させていただいておりますので、今後においても相談しながら支援を進めてまいりたいと考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 3回目になりますので。

県内どこにいても必要な支援が受けられるということもありますので、しっかり対応をお願いしたいなと思います。

これはちょっと外れるかもしれませんが、改めてお願いしないといけないと思うのですが、障害の「害」という字がありますよね。障害者の「害」、これがいろいろなイメージがよくないということで、障害者団体の方からもいろんな御意見があったので、私は、議員になってからずっと平仮名で障がい者の「がい」というのを書かせていただいているのですが、お隣の東広島市では、公的な書類に関しても全部平仮名で、障がいの「がい」を平仮名で書かせていただいているということを聞きました。

そういうことも含めて、人権に優しいまち竹原市である以上は、どなたにでも差異なく対応していかないといけないと思います。通告の文書には入っていませんけれども、もしお答えできることであれば、今後例えば検討材料になるかどうかということも含めてお答えいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 本市におきましては、障害者自立支援協議会といいまして、当事者団体それから障害の関係機関の皆様が集まりまして課題を協議しながら解決していくという協議会がございます。今までのところ、障害の「害」の字を変更してはどうかという意見はいただいておりますけれども、今後そういった意見も含め、また協議会の中で検討してまいりたいと思います。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） しっかり検討していただければなと思います。

それでは、２点目の保健衛生費についてお伺いさせていただきたいと思います。

予備費と母子保健費も含めてになるかなと思いますけれども、HPVワクチンのことで勧奨の差押えがあって接種期間を逃した世代を対象とするキャッチアップ接種が２０２２年度から行われたということで、一番HPVワクチンの接種が多かったときは７０％以上、勧奨を停止する前は７０％以上だったと思います。停止後には１％に激減してしまっただ。この辺の理由というのをまずお伺いさせていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 委員おっしゃられますように、HPVワクチンの定期接種が始まる前の平成２３年度、本市は、基金においてワクチン接種を行っておりまして、そのときがワクチンの接種率、一番高くて７３％でございました。

その後、定期接種が始まってすぐに副反応、健康被害への不安という問題が報道されるようになりまして、定期接種の積極的勧奨を一時停止するように厚生労働省のほうから通知がございました。その後、定期接種は続いているのですが、接種率がかなり大幅に低下したと考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） なかなかなぜそこまで落ちたのかということに対する回答というのは非常に難しいのかなと思いますが。

令和５年度決算では、該当者６２１人に対して７８人が接種して１２．５％である。これはこれで一生懸命接種勧奨をしていただいたからの数字ではないかなと思います。

現状としては、子宮がんの年間の罹患率というのは１万１，０００人は変わっていないという状況でもありますし、２，９００人ぐらいが毎年毎年亡くなられているというのが現実。そして、発症するのが２０代から３０代で急増していて、３０代後半、４０代ぐらいの子育て世代のお母さんたちが罹患してしまうということをよく聞いております。亡く

なってしまうとも聞いております。無料の定期接種は小学校6年生から高校1年生ということもありますので、また子供たちに説明する親の御苦勞というのも大変ではないかなというふうに感じております。

それと、ワクチンを3回接種しないといけないということもありますし、今回は無料接種は来年の3月までの無料接種になるということで、9月までには打ち始めないといけない。それを令和5年度のときもしっかり継続していってくださっていたと思うのですが、令和6年度の接種率がどれくらい上がったのかということをもっと先にお伺いさせていただかないといけないなというふうに思っています。

今後はキャッチアップだけではなく、小学校、中学校、高校とも連携を取ってしっかり図っていく必要があるのではないかなという気もいたしますし、男性を対象とした接種費用の補助を行っているという市町もありました。自分も身を守り、パートナーも守っていくために、男性への接種というのを推進している地域もございます。小学校6年生から高校1年生男子が無料で接種できる助成を荒川区とか水戸市とか茨城県の龍ヶ崎市とか埼玉県秩父市とか、本当に先進的な取組だと思います。でも、自分も人も守っていこうという、そういう観点は非常に大事なことはないかなと思います。

予防効果の高いワクチンであることの若い人へのHPVワクチンの正しい広げ方、また理解の促進、周知の方法、今後どのようにされるのか、お伺いさせていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 本市におきましては、将来都市像の実現に向けた取組を加速するため、総合計画に掲げたたけはら元気プロジェクトとして、育てる力づくりを推進しております。現在の少子高齢化、人口減少社会の構造化、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援事業の一つである子宮頸がんワクチン、不妊治療等への取組が重要であると考えております。

今回のキャッチアップ接種につきましても、接種率の向上を図るため、令和4年度から始まりましたときから4回の個別送付を重ねまして接種を勧奨してまいりましたが、残念ながら接種率、そんなに高くない状況であるというのは認識しております。

今後におきましても、当面、9月までに1回目を打っていただかないと、補助のある3月までに無料で打つことはできないのですが、キャッチアップ接種の方へ対しても、一回でも二回でも無料で打てる期間もありますので、もう一度周知を続けてまいりたいと考え

ております。

さらに、小学校6年から高校1年までの間が定期接種の期間なのですが、そういったお子さんに対しては、今現在、今年度の第1回目の接種を行った方は90%接種を行っておりますので、かなり認識のほうも変わってきたのかなとは思っておりますが、様々な周知方法、SNSとかケーブルテレビとか広報とか、また学校、教育委員会等とも連携しながら周知に努めてまいりたいと考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） そうですね。竹原市にお住まいの若い人たちの将来にも関わってくる重要な問題ではないかなと思います。育てる力づくりというものもありますので、しっかりと本当に徹底的な周知を様々な媒体を使いながらも御努力いただければなと思っています。

では、3つ目の質問に移りたいと、農業振興、農業総務費のことでお伺いさせていただきたいと思います。

生産調整推進事業補助金とか経営所得安定補助金、毎年あります。これの実績、経営安定につながった効果、その検証をどのようにされているのか、これによって後継者や新規就農者がどのように増えていっているのか、まずその実態を簡潔明瞭にお答えいただければなと思います。

委員長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、質問でございますけど、生産調整推進事業補助金また経営所得安定対策補助金につきましては、海外の安い農作物に対抗しながら農業者の所得を維持していくために導入された国の経営所得安定対策等の事業として、国から農業者へ交付される交付金の申請事務等を円滑に行うための事務費の補助金ということになっております。

生産調整推進事業については、米の需給に関する情報提供と水稻生産実施計画の推進による需要に応じた米生産の促進に向けた取組、経営所得安定対策事業については、水田収益力強化ビジョンに基づき、地域の特色を生かした魅力的な産地づくりに向けた取組を進める産地交付金の申請に関する支援、畑作物の直接支払交付金や米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、畑地化促進事業を担い手に周知する取組を行うという事業内容でございますけれども、実際、国から農業者のほうへ支出されております補助金についてでございますけれども、こちらについては、申請後、国から農業者へ直接支払われているものでございま

して、その実績につきましては、令和５年度実績では申請者が３０経営体でございまして、交付額は栽培作物や栽培面積で異なりますけれども、全体では約２４０万円、金額にしましては１万円未満の方から１００万円を超える農業者の方がおられます。

また、畑作物の直接支払交付金や米・畑作物の収入減少影響緩和対策については、周知は色々させていただいているところがございますけれども、申請にはつながっていないという状況でございますけれども、畑地化促進事業については、新規の申請につなげることができておりますので、今年度交付される予定となっております。

農業者を取り巻く環境は、燃料や肥料等の高騰や鳥獣被害対策、気候変動による猛暑など大変厳しい状況にありますが、これらの交付金により支援することは、農業者が営農を継続する上で経営的にも大きな一助となっているものと考えております。

実際に、農業者の育成という観点でいいましたら、認定農業者、市内で１１名ございますけれども、これらの交付金を活用している農業者については４件ということでございまして、一定に交付金を活用しながら営農を継続しているという状況にございます。

本市におきましても、今後も引き続き国や県、関係団体等と連携をいたしまして、鳥獣被害対策をはじめ各種交付金の申請事務など、農業者が営農を継続できるように支援してまいりたいと考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 私は、令和５年９月でも一般質問させていただいたみどりの食料システム戦略交付金を、そのときの部長答弁だと、有機農業をまとまって取り組む地域というのはどれぐらいいらっしゃるのかと言ったら、全く把握していないという状況だった。今現段階でその後、令和５年度で言っていますので、どのような状況なのかなということ。

あと、先ほど出ているような補助金がありますけれども、みどりの食料システム戦略交付金というのは、相当な金額が、９割とか１０割とか使えるという金額が、多いところは２，０００万円ぐらい使えるとも聞いています。そういった補助金も、特にこの食料システム戦略交付金というのは推進していこうと数年前から言われておりますけれども、これを使われていた経過があるかどうかというのをお聞きしたいと思います。

委員長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） こちらのみどりの食料システム戦略につきましては、国において、持続可能な食料システムを構築することが急務になっているということから、食料・

農林水産業の生産力の向上と持続性の両立をイノベーションで実現するという事で策定されたものでございます。

確かに、委員のほうの質問がございましたけども、この戦略においては、2050年度までに耕作面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大するという事でございます。

本市におきましては、有機農業ということでございますと、確かに信頼感の高い作物を生産でき、環境への負荷が少ない半面……。

委員（道法知江君） 委員長、まとめて、私が聞いていることは、面積はどれぐらいに……。

委員長（今田佳男君） 前置きが長いので。

企画部長（國川昭治君） 失礼しました。まず、有機農業そのものの規格どおりの栽培を行っている農業者は、現在ゼロということで、登録者はゼロでございますけども、それに準じた農業ということで取り組んでいる方が3名ございまして……。

委員長（今田佳男君） 3名。

企画部長（國川昭治君） 3名ございまして、面積でいいましても約20ヘクタールぐらい、これに準じた農業に取り組んでいる人がいらっしゃいます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

25%にしていけないといけないのですよ、25%に。とてもではないけど、この数字はどうなのかなと感じますし、全国ではどんどんどんどん進んでいます。有機農業で化学肥料とか農薬を使わない。なぜそれが必要かというと、生物多様性とか温暖化とか、持続可能な農業にしていけないといけない。オーガニックビレッジなんかを宣言している自治体もどんどん増えています。千葉県の木更津市、農薬や化学肥料を使わずに有機栽培で学校給食を提供している。こういうところが増えてきています、どんどん。

地域ぐるみでの取組、先ほどの質疑にありましたけれども、鳥獣被害対策もそうですし、収益的面积で対応していけないといけない課題はいっぱいありますので、しっかりとまた一般質問でもさせていただこうと思っています。

本市として、そういった農業をどのように持続可能な農業、若者に参入してもらって農業が維持できるように、耕作放棄地をなくしていく、CO₂削減に取り組んでいく、そういう農業をどのようにやっていこうとされているのか、最後にお伺いさせていただければ

なと思います。

委員長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 確かに、有機農業については、先ほど準じた方が3名で約20ヘクタールということでございますけども、国におきましてもそういうことでビレッジ等いろいろな取組を推進しているところでございますので、それによりましていろいろな優遇施策も国のほうから出されておりますので、このような支援等、本市においてもこれをしっかり周知をさせていただきながら支援をすることによりまして、有機肥料や減農薬に挑戦する農業者をまずは増やしていきながら、その後、有機農業へということにつながっていきたいと考えております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） それでは、4点目の質疑に移らさせていただきたいと思います。

委員長（今田佳男君） 一般管理費ですね。

委員（道法知江君） 一般管理費です。一般管理費の物品調達についてということで、手元に令和4年度の行政監査結果報告書があるので、令和5年度の決算ではありますが、令和4年度にこういった決算の決算委員から指摘があったということをまず確認をさせていただきたいと思います。

担当の部課からいろんな全数の数、どれだけのものが上がってきたかということは全数となっておりますけども、例えば企画政策課では26上がってきているとか。表を見ると非常に多いなと思ったのは、社会福祉課が110に対して、適正事務数、適正に事務をこなした数というのが49。社会福祉課が消耗品や物品の購入状況に対してということですね。社会福祉課110に対して、適正事務数が49、要調査をしないとイケないのが61ありまして、そのうち個別審査のうちの2者から見積りを徴していなかったのはどうなのかということで、社会福祉課のほうは、契約書なしが52、2者以上見積りを徴した支払い書に未記入が28あったとか。あとは、教育委員会のほうで各小中学校、義務教育学校のほうでは、全部の数が262あって、適正事務数が181、要調査数が81もあると。個別調査の2者以上から見積りを徴さなかったところというのが、これと契約書なしが79も各小中学校、義務教育学校にはあって、2者以上見積りを徴したかどうか支払い書に未記入が70もある。こういった報告書が出ておりました。

竹原市の契約規則に基づいて物品調達事務というのが適正にまず執行されているかということが目的の上で、今回の令和4年度の行政監査報告書がまとめ上げられていると認識

しております。消耗品及び備品の購入状況の部別の調査ということでありました。まず、これに対して御意見を伺えればなど。令和４年度の監査委員の報告書を基に、令和５年度でどのように改善されたのか。

委員長（今田佳男君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） 御指摘の行政監査につきましては、令和３年度中に行われた物品購入の結果を令和４年度に監査をされたというふうに理解をいただいていると思います。

確かに、契約規則上、物品購入に関わらずでございますけれども、随意契約であっても複数者から見積りを取るというのが原則となっております。そういった中で、さらに少額の１０万円以下のものについては、請書なり、そういったものでも対応可能というふうにはいたしておりますけれども、複数から見積りを取った上で契約を結ぶというのが原則であろうかと思えます。

そういった中で、こういった御指摘をいただいているということは、非常に我々も重く受け止めるところでございまして、この御指摘を受けた後にしっかりそういった御指摘を受けた中身について各課に通知をさせていただいた上で、こういった複数の見積り、また契約書の作成というものの徹底をするよう通達をいたしたところでありまして、また支払いの段階でしっかりそういった契約書の写しを支出命令書に添付するなど、会計課のほうでもチェック体制をしっかり整えるというような体制を組ませていただいて、そういった対応を現在させていただいているというふうに御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 監査の結果というところで一部本市の契約規則が守られていないことが認められたと、令和４年度ですよ。消耗品に限った調査だと指摘事項としたら、本市契約規則にある事項が守られていない。物品等の購入においては、全て契約書等を、先ほど部長からあったように、作成しなければいけないが、作成されていない。物品の購入においては、原則２者以上の見積書を徴しなければならないが、徴されていないからこういう報告書が上がってきたのだと思うのですけれども。その間、令和５年度では、全て２者以上徴するというのを徹底されておりますでしょうか。

委員長（今田佳男君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） 御指摘を受けた後にそういったものは徹底をさせていただいております。その後、各課ごとにそれがなされているかどうかという詳細なところまで我々

としては調査はいたしておりませんが……。

委員（道法知江君） 大事です。

総務部長（向井直毅君） 少なくとも支出命令の段階ではそういった契約書の写しというものを添付した上で支払いを行うということになっておりますので、そこはしっかり契約書のほうを作成をしていなければ、支出行為が会計課のほうでそこはチェックがかかるというような体制を組ませていただいておりますので、しっかり契約書の作成もしくは請書の作成というものは徹底されているというふうに認識をいたしております。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 疑っているわけではなく、適正に処理しないといけないのではないかとこの観点から、各課に任せているのではなく、きちっと最終的な長の責任になると思いますので、その辺は緊張感を持って取り組んでいただかないといけないのではないかなと私はすごくこれを読んで感じました。

要するに、本市の規則とか、あと法令に基づいてとか、自治法に基づいて適正に処理していないといけないのではないかな。契約行為でもありますので、そこはシビアに財政課がしっかりと、全庁に関わることでありますし、緊張感を持ってまとめていただかないといけないのではないかなと思いますので、新年度ではしっかりと各課からの聴取とか聞いていただきたいなというふうに思っています。

なぜここを私が質問させていただいたかという、一般質問でもさせていただいたのですけども、今後、共同団体というものがつくられる予定になっていくということがありましたので、改正地方自治法で創設された指定地域共同団体、共同団体は9月から施行に向けてということで全国一斉に始まるようになります。会計に関する事項などの定款や規約で明記するようになっている。こうしたことを要件とする課というのも大事ですし、団体の実勢に関わることもなんかは特に大切になって、共同団体となると、地方自治法で禁じられている行政財産の貸付けや随意契約も認められるために、団体運営の透明化というのは避けて通れないというのがありましたので、しっかりとその辺の透明化とか、法令に基づいて、自治法に基づいて、きちっと処理をしていただかないといけないのではないかなと。監査の報告でこれほど要調査、要調査ということの数字が多いということは、不信につながらないようにしていただかないといけないなというふうに思います。

それと、庁舎も移転しますので、様々な備品、消耗品等も含む、ここにあったものとはまた違うものが活用されることもあるでしょうし、今、担当課で任せっきりにしておいた

随意契約も、1者ではなく2者でしっかりと調整、協議して並べていただくということは最低限必要なことではないかな。

議会に上げてくる金額というのは、大きな金額になります。しかし、2,000万円以上の工事とか修繕とかそういう費用は議決を必要とされますけれども、それ以外の金額のほうが多多いと思います。だからこそ、緊張感を持って、次の庁舎に移ったときにはきちっと整理ができるように、お互い、財政課も大変です、会計のほうも大変だと思いますけれども、しっかりと各課と協議しながら、随意契約とは何ぞや、一般競争入札とは何ぞやということをもう一度改めて研修し直す必要があるのではないかなと思いますので、その点については事務執行の責任者で御答弁いただければなと思います。事務執行責任者は副市長でしょう。

委員長（今田佳男君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 4年度の行政監査を基にお話をいただいたところでございます。

以前、他の方の一般質問のところでもお答えをさせていただいたところでございますけれども、随意契約の中で契約書がないとか、あるいは見積書が2者以上という定められているものがないということに関しましては、先ほど部長が申し上げているとおり、重く受け止めるとともに、我々公務員が法にのっとってきっちり行政事務を行っていくという観点の中で、前の御答弁で申し上げたところでございますが、例えば不正が生まれるということも可能性としてないこともないという、そういう危機感も併せて持った上で、各部、各課にこの行政監査の後にいろんな形で通知もさせていただいているところでございます。

先ほど部長が申し上げたように、その後の部分でしっかりまだ調査ができていないところもございますけれども、今後改めて各課でそういった契約規則等に基づく、元の自治法も当然ですけれども、市で定めた契約規則等にのっとってきっちり契約事務が進められるように改めて周知等をしていきたいと思ひますし、それぞれのところでしっかり各管理職もそういった部分で目を光らせながら、そして財政あるいは会計課のところでいろんな形でのチェックというものをしっかりしていきながら、適正に事務が執行されるように努めてまいりたいと考えております。

委員（道法知江君） 御答弁いただいてありがとうございます。

委員長（今田佳男君） 終わり。3回です。

委員（道法知江君） 3回。

補足です。

令和５年度の決算の審査意見書の最後のほうにも、ゼロベースの視点で事務事業の精査、事務事業の見直しに取り組む……。

委員長（今田佳男君） 道法さん、道法委員、３回です。

委員（道法知江君） 質問ではないから、質問ではないです。

以上です。

委員長（今田佳男君） 続いて、松本委員を指名します。

委員（松本 進君） 全体質疑ですので、市長と教育長の答弁を求めたい。

まず最初に、１番目は、市職員の過労死基準等を超える長時間残業の解消についてでありますけれども、労働基準法が定める時間外の上限規定を超える市職員の長時間残業が常態化していると。残業時間が月４５時間超の職員が２９人、それと残業時間が月８０時間を超える過労死基準の職員数が９人、また年間最大残業時間が６８９時間と、異常な職員の過密労働でありまして、残業があります。

そこで、市長に伺いたいのは、市長は、市職員の残業時間、月８０時間超の過労死基準など過密労働の状態をいつまでに解消されるのかということです。市職員を増員して職場環境の改善、市民サービスの向上、安定化を図る必要性についても伺っておきたいというに思います。

委員長（今田佳男君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） 時間外勤務に関する御質疑でございます。

令和５年度における月８０時間超の時間外につきましては、前年度におきましてある程度業務量を把握する中で人員配置というものを定めておりますけれども、そういった中でも想定外の事務というのも発生する中で、令和５年度につきましては、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与の遡及適用でありますとか、ごみ収集の集約化に関する様々な業務が重なったことによりまして、一時的に業務が増大した部分があったというふうに認識をいたしております。

これまでににおきましても、一部の職員に業務が集中しないよう業務量の均一化でありますとか時間外勤務の多い所属長への聞き取りなどによりまして業務の改善に取り組むとともに、一時的、突発的に発生する業務におきましては会計年度任用職員の雇用などで対応しているところでございます。

また、それぞれ業務量の調査というものも行いう中で、その年度ごとに業務が多くなりそ

うな職場については増配をするなり、そういった形で配置を行う中で対応しているところでございます。

そういった中で、令和6年度におきましては、時間外勤務の削減に向けまして上限目標を定めるとともに、時間外命令を行う管理職員に対しまして、その勤務の必要性の有無でございませうとか業務の平準化、こういったものを徹底する中で、職員一人一人に業務が集中することのないよう努めることによりまして時間外勤務の削減に取り組んでいるところでありまして、今後もそういった部分を徹底していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今の部長答弁がありました。

市長、後、決算資料を出してもらっているのを見ていただきたいのですが、毎回、私は職員の残業問題をやって、毎回のように残業時間が各課ごとに出ているわけですね。ですから、先ほど今部長が言われたような想定外の業務量とか一時的な業務量の増大ということでは決してないと、明確に言えね。ですから、私は、その上で客観的な資料を見て、これだけ各課ごとに残業があるよ、これは毎年の資料で、今回だけでは、決して5年度だけではありません。毎回、私はこの資料を要求して、同じような残業時間がある。ですから、恒常的な残業時間があるよと。過労死とか80時間とかという異常な事態の職員があるということ踏まえた上でやりました。

ぜひとも市長にここで確認したいのは、こういった過密労働、長時間労働、過労死を超えるような残業時間というのは即刻解決しなくちゃいけないという意思があるのかどうか、市長に答弁を求めたい。

委員長（今田佳男君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） おっしゃいますとおり、長時間勤務というのは、労働基準法上でも定めておりますように、月80時間以上を超えてはならないということは十分認識をいたしております。

そういった中で、いかにそういった時間外勤務を削減するかという取組につきまして、現在においてはそれぞれシステムの力を借りてそういった業務を改善するでありますとか、RPAとかというような、そういった業務をそれぞれ定例的な業務に取り組むなど、そういったことを活用しながら、今後もしっかりデジタル技術を活用しながら効率化を図ることで時間外勤務の削減には努めていきたいというようなことを考えておりますので、

今後そういった取組を進めることで可能な限り時間外勤務時間の削減というものには努めてまいりたいというに考えております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 異常な過密労働の実態を即刻改善してほしいということを強く市長に求めたい。

次に移りたいのは、教員の長時間勤務の解消について教育長にお尋ねしたいのは、教職員の長時間勤務を解消するための第一歩となる市教育委員会の働き方改革取組方針は、第1回目が2019年から2021年度末、第2回目が2022年度から2024年度末の取組です。

決算資料によると、（１）の子供と向き合う時間の確保では、目標値の80%以上、80.1%と、ここは達成しております。

（２）の時間外勤務が月45時間を超える職員は、2024年度末の目標がゼロ人で、2024年3月末、決算年度末では15.8人ということでした。

それと、小中学校教職員の休憩時間の取得状況のアンケート調査の資料がありました。

（１）の休憩時間を自由利用できるかに対しては、おおむね自由に利用できるは29.2%でありました。残りの大多数が、70.8%が全く自由に利用できないとか時々自由に利用できない日がある、こういった調査結果でした。

（２）の休憩時間を自由にできない理由は何ですかに対して、業務を命じられる、これが2.3%、その他51.1%の内容の中には授業の準備とか報告書がありました。

そこで、教育長に伺います。

市教育委員会が定めた働き方改革の取組で、（２）の未達成の取組の強化と残業時間ゼロへの新たな取組について、どのようなお考えなのか。

それと、関連で、教職員が休憩時間を自由に取得できる職場環境の改善は緊急課題と考えますが、教育長の認識と環境改善の具体的な取組、決意についてもお聞かせいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 2点御質問いただきました。

まず、1点目の目標未達成の取組強化と残業時間ゼロへの新たな取組についてという質問でございます。

時間外在校等時間が45時間の職員をゼロ人としている目標につきましては、達成する

にはなかなか厳しい目標設定である、そのように考えておりますが、子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合につきましては、先ほど委員から御紹介がありましたように、令和5年度において80.1%と目標値を達成したところでございます。

また、時間外勤務時間45時間を上回った人数の月平均、また年間率につきましては令和2年度と比較いたしますと5ポイントから7ポイント改善されている、そういった実態もあることから、これまで地道な取組を進めることで成果が上がっているものと、そのように考えております。

学校現場の実態といたしましては、例えば若い教員が退庁時間を過ぎて明日の授業準備のための教材研究を一生懸命行っているとき、先輩教員が先に退庁するのはまさに後ろ髪を引かれる思いであり、そのような際は教員文化として一緒になって教材研究を行い、若い教員が自信を持って子供たちの前に立って授業を進め、子供たちが深い学びを享受していく、そういった教員集団の営みについても御理解いただければと思います。

なお、目標とは、行き着くための目印であったり、実現するための目当てであったりするものでございます。評価基準でないということを併せて御理解いただきたいと思います。

今後も、文部科学省が示します学校教職員が担う業務の整理、家庭、地域との連携の推進にある3分類を基に業務改善を進めるとともに、グループウェア活用等によるICTの効果的な活用、勤務時間管理の適正化、市費による部活動指導員や校務補助員等の配置により、時間外在校等時間の削減を進めてまいりたいと考えております。

また次に、2点目の教職員が休憩時間を自由に取得できる職場環境の改善についてでございます。

休憩時間の目的につきましては、勤務の途中で職員を一旦仕事から切り離すことで心身の疲労の回復等を図ろうとするものであり、校務能率の増進の観点からも、休憩時間の適切な取得は重要であると考えております。

このため、各学校におきましても、全ての教職員が休憩時間を取得できるよう、一日の勤務の割り振りを行っており、これを校務運営規程に明記し、全教職員に周知しているところでございます。

しかしながら、緊急かつ突発的なやむを得ない状況の場合におきましては、休憩時間であっても対応が必要な場合がございます。例えば、児童生徒が相談に来たような場合にも、休憩時間だから後にしてと帰すのではなく、すぐに相談に応じているのが教職員の実

態であろうと考えております。また、休憩時間であっても教職員が自主的に教材研究等を行うことは、休憩時間の自由利用の一つであると御理解いただきたいと思います。

また、こうしたことは、教育委員会事務局の職員にも当てはまり、昼の休憩時間に市民が窓口に来られた際やかかってきた電話に対応することは日常的であり、休憩時間を利用して仕事の整理や自己研さんを行うことも職員の自由な判断によって行われていると考えております。

今後も全ての教職員が休憩時間を確保できるようにするとともに、自由利用が妨げられないよう、教育委員会から各学校長に対し、休憩時間に他の用務を重ねないことや原則休憩時間に勤務を命じないよう指導してまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 決算資料に出させていただいた休憩時間を自由利用できない理由とすることをあえて指摘をさせていただきました。

業務命令があるから、業務命令を命じられるというのは2. 3%、これは即刻、無条件で解決してほしい。そういったことがあってはならない。

それと、今、次長から説明があったけれども、自由に利用できない理由の中でその他のことを私は言いました。このその他の中にも内容がありますけれども、51. 1%を占めておりますけれども、緊急ではないが、児童生徒の相談の対応ということが一つあります。それから、授業の準備、これは本来の教員の仕事です。これと、もう一つ先生方の報告書等々が自由に休憩時間を取れない理由のその他の内容なのですね。ですから、1つは、授業の問題でも、本来、授業の準備があるから休憩を取れないということがあってはいけない問題だと私は思っております。報告書についても、こういった報告書があるから自由に取れないよという理由をここに掲げてあるから、こういうことがあってはいけないと私は認識なのですが、教育長は、仕方がないよという認識なのですか。

委員長（今田佳男君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 先ほど答弁申し上げましたように、休憩時間において教職員が授業の準備を行うこと、教材研究等を行うことは、あくまでも自主的に行っているところもありまして、そのことにつきましては休憩時間の自由利用の一つであるということと考えております。

報告書等につきましても、いずれにしても教職員の負担軽減を図るためには、人の増員

でございますとか道具を利用することによっていろんな改善が図れるものと考えておりますが、そういったことについてはいろいろ予算等も関係してまいります。各市町村の教育委員会においても、それぞれこういった働き方改革を行われていると思いますが、こうした限りある財源の中でも非常に限界があって苦慮されているところも多くあるのではないかと、そのように考えております。

この背景といたしましては、義務教育を行う各学校の教職員数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を標準といたしまして、都道府県が校長、教頭及び教諭等の定数を定め配備されるものであります。そういった中で、その実態といたしまして教職員の配置についてより充実が求められている、そういった状況にあるからと考えております。

また、教育基本法の第1条に定める教育の目的におきましては、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないとされております。こうしたことを踏まえれば、教職員の配置を含めた教育環境の整備充実等につきましては、国の責任においてなされることが必要であると考えております。したがって、全国都市教育長協議会でございますとか全国市町村教育委員会連合会等を通じまして教職員定数の改善について要望を行っているところでございます。

市教育委員会といたしましては、こうした要望活動を行うとともに、引き続き市としてできる教職員の負担軽減を図る働き方改革の取組を推進して、そしてこの取組を通じて子供たちの教育環境を向上させ、ひいては総合計画に掲げる、夢を持ち、多様な人々と協働し、社会を主体的に生き抜くことができる人材の育成、それにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 繰り返しとなりますけども、この決算資料の休憩時間が自由にできない理由というのを再度読んでいただき、検討していただきたいということを繰り返し伝えたいと思います。

それで、決算審査でも個別審査で言いましたけれども、先生方の定数の増の問題は第一義的には国や県等の責任があるということは前提の上で今日この議論をしているというように私は思っていますから、ぜひ学校運営に関わる決算の中での教育委員会の対応を最大

限取り組んでいただいて、せめて休憩時間の問題、あとは教育委員会としての配置によって先生方の長時間勤務の解消は積極的に取り組んでいただきたいし、そのことは先生方の健康状態はもちろんだけど、子供たちの学習の面でのことに関連が強くありますので、あえてそのことの改善を強く求めていきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、人権推進費についてでありますけれども、決算資料でも毎年要望しておりますが、過去3年間の竹原市の部落差別事件はゼロです。過去の資料についても同様であります。

また、部落問題を解決するための特別措置法が2002年3月に終結して22年余りが経過している、ところが、部落問題の旧特別措置法に位置づけられた地域集会所、これが8か所ある、教育集会所、2か所ある、隣保館、人権センターです。これらの各施設の設置管理条例がいまだに廃止されていません。財政健全化計画でも、竹原市が定めた事業の見直しがこの中に、計画の中に入っております。私は、事業目的の役割を終えた旧部落問題の各施設の早期廃止を繰り返し求めております。

そこで、市長に再度お尋ねしたいのは、なぜ旧部落問題等の各種施設が廃止できないのか。私は、これ以上特別扱いを放置すれば、市民との間に逆差別を竹原市行政自らが作り出してしまう。早期に今の差別を解消して人権問題全般に包含する、こういった施策に改める必要がありますけれども、市長の明確な答弁を求めたい。

それから、関連で2つ目には、竹原市内の被差別部落が現在あるのかないのかの確認とその法的な根拠を2点目としてお尋ねしておきたい。

委員長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） まず、1点目の各種施設の廃止と人権問題全般に包含する施策についてでございます。

本市においては、差別のない明るく住みよいまちづくりを実現するため、竹原市人権擁護並びに部落差別撤廃に関する条例に基づき、市政のあらゆる施策に人権尊重の精神を生かし、市民と協働して人権意識の高揚を図るとともに、一人一人がお互いを尊重し合い、共に生きる社会を実現していくために研修会等を実施し、同和問題をはじめ、女性、子供、高齢者、障害者、外国人などの様々な人権問題について多くの市民に正しく理解をしていただくよう、啓発活動やその他の事業に取り組んでいく必要があると考えております。

そのため、地域集会所を含めた市内の公共施設を活用し、同和問題に限定することなく

様々な人権課題に対し研修等を実施し、人権教育や啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

公共施設につきましては、竹原市公共施設等総合管理計画に基づき、中・長期的かつ包括的な観点で適切な施設保有量と在り方を検討し、その対応の方向性を明確にした上で計画的に公共施設等の更新、統廃合、長寿命化に取り組んでおります。

また、各種集会施設につきましては、地域に根差した利用実態が認められますが、設置の目的や経緯が異なっているため、各地域で近接して設置している集会所等も多いなど、配置状況や老朽化に課題があります。

これらの施設は、個々に検討するものではなく、市内全体でそれぞれの集会所の利用状況、老朽化の度合い、維持管理コストなど様々な面から施設の在り方について検討している段階でございます。

以上です。

委員（松本 進君） 2 番目は。

委員長（今田佳男君） 2 番目は。

市民福祉部長（森重美紀君） すみません。2 点目です。2 点目の被差別部落の現存の有無とその法的な根拠についてでございます。

平成 14 年 3 月に同和対策特別措置法が失効し、同和問題については、それまでの特別対策から一般施策へと移行し、様々な人権問題の一つとして取り組んでいるところでございます。平成 28 年に部落差別の解消の推進に関する法律において、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消に関する施策について国及び地方公共団体の責務として相談体制の充実、教育及び啓発の推進に努めることとされています。

いまだ市外では差別落書きやインターネット上での差別書き込みが発生しており、竹原市としては、部落差別はいまだ残っているという認識の下、地域の実情に応じた研修や啓発に取り組んでまいります。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 1 点目の施設の廃止とか、人権問題を、そういった部落問題も、特別扱いという言葉を使いましたが、そうではなくて、一般的な人権全体を包含してできないのかという質問でした。そこは、いろいろ施設の問題でも、今まで利用しているからとかという過去の答弁を引きずっていると思うのですね。

ですから、私が言いたいのは、例えば地域集会所等、施設の分を廃止して、地域の交流センターへの統合といいますか、そこでの交流にやればいいではないかということなのです。それができないのが、今いろいろ理由があって今使われているから施設の云々と言われるけども、私は、そういうことをこの間引きずってまだいまだに残っているという面では、本当の部落問題を解決する障害を行政自らがつくり出していると言わざるを得ないのでですね。

ですから、人権問題一般としてなぜそれを取り組まないのか、それから特別な理由があれば聞かせていただきたい。いろんな人権侵害がありますよね。就職差別やいろんな問題がある。その中の一環としてなぜ包み込んだ取組ができないのかということと。

関連の分で言えば、私が聞いたのは、竹原市内に被差別部落、集落、これがあるのかどうかを聞いたのですよ。あるとすれば、さっき言った特別措置法が失効したと言われるから、私はないと思っているのだけだね。被差別部落があって、法的根拠はここにありますというのを明確に答えてくれよ、ちゃんと。

委員長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 本市における人権施策でございますが、先ほども申しましたように、様々な人権課題に広く取り組んでおります。女性、高齢者、障害者、外国人、同和問題、全て、新たに言いますと、子供の人権ですとか認知症の方の人権ですとか、広く取り組まないといけない課題は多くございます。それらを全て包含して啓発や教育に取り組んでいるところでございます。

地域集会所につきましても、一般の方、地域の方、多く利用していただいております。今後についても広く利用していただきたいと考えておりますので、様々なことを検討してまいりたいと思っております。

差別につきましては、昔からの歴史的なことがございますので、いまだ人々の心の中に残っているものだと思います。そういったことがインターネット上ですとかに表出していることは多々見られますので、同和問題についても取り組んでいく必要があると考えております。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 繰り返しの答弁なので指摘にとどめたいと思いますけれども、例えば部落差別に起因する問題が竹原市内では発生の問題を聞きましたが、ゼロでした。繰り返し、ほとんどゼロです。それを踏まえて言いましたけれども、だから仮にあるとして

も、部落問題に起因する差別があるとしても、それは一般の人権問題の中でできるではないかということを言っているわけです。それが何かこういった施設を残さなくてはいけない。だから、そこにあるなら一般の地域交流センターの中でやればいいわけであって、それができないことは何なのかと、なぜできないのかということも明確な答弁がありませんでした。

それから、2点目の件については、竹原市内に被差別部落が、集落のことですよね、差別があるかないかを聞いているのではないのね、被差別部落の集落があるかないかということを知りました。その法的根拠は何かということも聞きました。本来は、法的根拠が失効しているのだから、被差別部落があっちゃいけないわけよね。どの方が部落の人か、旧同和地区の人がいた、あなたが分かっている、名簿なんかを持っているのか。それこそ大ごとになるでしょう。そんなことはあり得ないわけだから、もうそろそろ一般の人権問題の中で取り組めばいいということを繰り返し求めておきたい。

それから、最後の……。

委員長（今田佳男君） 4点目です。

委員（松本 進君） 4点目に移りたいと思いますけども、ここでは後期高齢者医療保険料についての質疑です。

後期高齢者の保険料は、最大限に負担の軽減措置が行われた月額保険料は1, 146円、年額では1万3, 752円、これが決算審査での答弁でした。

そこで、市長に伺いたいのは、収入がない人、または月額収入が1万5, 000円未満の人、この方は先ほど言ったように月額1, 146円とか年額1万3, 752円の保険料となっております。市長に確認を含めて質疑なのは、無収入の高齢者でもこういった保険料がかかる、月額1, 146円かかる、このことについて市長はどういった認識なのか、市独自のこういった負担を軽くする措置が要るのではないかということについてはどうお考えなのかということです。

委員長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 後期高齢者医療制度における保険料についての御質問でございます。

後期高齢者医療制度における保険料につきましては、被保険者一人一人に賦課され、所得に応じて公平に納めていただくもので、全ての被保険者が保険料を負担する受益者負担が原則であり、収入のない方からも原則として保険料を負担していただくこととしており

ます。この保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と、前年の所得に応じて負担する所得割額の合計になり、原則として公的年金から天引きとなる特別徴収となりますが、1年間の年金支給額が18万円——月額1万5,000円となりますが——未満の方や75歳となってこの制度に加入した当初などは普通徴収により保険料を納めていただきます。その中で、低所得者に対しては、保険料の軽減措置や納付相談を行い、保険料を納めていただいております。

低所得者に対する保険料の軽減措置として、均等割額については、7割、5割、2割の軽減措置が設けられており、その他、災害や所得激変により生活が著しく困難となる特別な事情である方を対象とした減免制度も設けられております。こうしたことから、低所得者に対する一定の対応ができているものと認識しております。

さらに、その中でも生活困窮にある方については、生活保護などの福祉制度で救済されるものと考えております。

以上です。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今、部長が答弁されたのは、課税のルールでありました。

だから、私が今質問したのは、こういった課税のルールに基づいて法定軽減とかいろんな軽減がされるよと、それをされた後でも、端的に言えば無収入の人でも、収入がない人でも、月額でいえば1,146円保険料がかかりますよと、ルールではそうなっているけれども、私は、収入がない人から保険料を取ること自体どうなのかなというのがあって聞いているわけです。

だから、これは、市長が、私はルールのことを聞いているのではない、ルールに基づいて各法定軽減、最大限、軽減措置を活用しても、端的に言えば収入がない人でも月額1,146円負担が要るよと、このことについてあなたはどうかと聞いているのです。

委員長（今田佳男君） 市民福祉部長。

委員（松本 進君） 部長がしないでもいいよ、答弁は。市長にさせえや。

市民福祉部長（森重美紀君） 後期高齢者医療制度につきましては、広域連合として県内12市町で1つの団体をつくり、県内同一基準にて賦課、徴収を行い、安定した医療制度を運営しているところでございますので、生活困窮者に対する竹原市独自の負担軽減は困難であると考えております。

先ほども申しましたが、生活困窮にある人については、生活保護などの別の制度がござ

いますので、そちらで対応していくものと考えております。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

委員（松本 進君） いいです。

委員長（今田佳男君） これをもって総括質疑を終結いたします。

あと、採決がありますが、もう１２時を過ぎましたが、採決をやってもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 採決を始めます。

これより順次討論、採決いたします。

初めに、議案第５７号令和５年度竹原市歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第５７号に反対します。

委員長（今田佳男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 確定しました。着席願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

続きまして、議案第５８号令和５年度竹原市下水道事業決算認定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君）　ありがとうございました。

起立全員でございます。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

当委員会に付託された議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本委員会への付託議案に対する委員会報告書については、本日の議決結果を報告することになります。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、委員長において後刻調整いたしますので、御了承願います。

執行部におかれましては、長時間にわたって丁寧な御答弁をいただき、ありがとうございました。

最後に、市長に御挨拶をお願いいたします。

市長。

市長（今榮敏彦君）　一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和5年度決算総括審査に当たり、行政全般につきまして貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

令和5年度決算におきましては、4年連続で基金残高が増加するなど財政健全化の取組による成果が出ております。一方、今後見込まれる公共施設ゾーンの再整備、そして災害に強いまちづくりを推進するため、また社会経済環境の変化に伴い対応が複雑化する行政課題に対応をするため、引き続き効率的かつ効果的な行政運営に取り組む必要がございます。本委員会での御指摘御提言を踏まえまして、限られた資源の最適配分、そして歳入の積極的な確保による安定的な財政運営を行いまして、引き続き元気な竹原市の実現に向け全力を尽くしてまいります。

今後とも一層の御指導を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

委員長（今田佳男君）　ありがとうございました。

以上をもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

長時間にわたり御苦労さまでした。

午後0時13分 閉会